

【新設】令和8年度「U I ターン創業補助金」

県外から福井県内に移住し、本県の地域課題を解決するための社会的事業分野における創業を行う方に対し、その経費の一部を補助します。

●募集期間 令和8年4月1日(水)～令和8年5月18日(月)17時

補助事業の目的	U I ターン者の創業に係る初期費用等を支援することにより、県内産業の活性化を図る。
補助率	2 / 3以内
補助限度	100万円を限度とする ただし、採択数により変動する場合があります。
採択予定数	4件程度
補助対象事業者	<p>申請事業に係る自主財源分について、「各市町が交付する移住支援金」、「その他知事が認める事業」を除く他の補助事業による補助を受けない者で次に掲げる(1)から(5)の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 前年度4月1日から事業期間完了日まで、福井県内に住民票を移して居住し、かつ、継続して5年以上居住する意思を有していること。</p> <p>(2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、県外に在住していたこと。</p> <p>(3) 今年度の4月1日から事業期間完了日まで福井県内において以下①～④に示す要件を全て満たす事業を創業し、個人事業の開業届もしくは会社等の設立登記を行い、その代表者となる者であること。なお、大企業および「みなし大企業」は対象外とする。</p> <p>①福井県の地域課題の解決に資する社会的事業分野（空き家活用、子育て支援、買物弱者対策、県産品の活用、健康寿命延伸、高齢者・障がい者の生活支援、教育・人材育成、環境対策、地域活性化、まちづくり、地域商社等）の事業であること。</p> <p>②公序良俗に反する事業でないこと。</p> <p>③公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。</p> <p>④起業する者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）。</p> <p>(4) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。</p> <p>(5) 申請を行う者または設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力または反社会勢力との関係を有する者ではないこと。</p>
補助事業期間	交付決定の日から交付決定日の属する年度の1月末日までを原則とする。

【補助対象経費】

■ 次の（ア）～（ウ）にかかる経費のうち、下表に定める経費

（ア）事業拠点開設にかかる経費

（イ）新商品・新サービス等の開発にかかる経費

（ウ）新商品・新サービス等の販路開拓にかかる経費

経費区分	内容
事業拠点開設	店舗等借入費、事務所等改装費（ただし、不動産の増改築および価格が50万円以上のものを除く。）、事業開始に必要な機械器具等の購入に要する経費（ただし、車両および取得価格が50万円以上のものを除く。）等
商品開発事業	委託費（ただし、その事業のすべてを委託するものを除く。）等
販路開拓事業	委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、ホームページ作成費等

※税別購入価格が100,000円未満の経費は補助対象になりません。詳細は交付要領をご確認ください。

応募から交付決定までの流れ

①事業計画書の作成

福井県産業労働部経営改革課のHPから応募様式をダウンロードし、計画書を作成してください。

②県内の商工団体へ相談

提出にあたり、県内の商工会議所・商工会から「意見書」の発行を受ける必要があります。計画書の内容を含めてご相談ください。令和8年4月末までには、各商工団体へご相談ください。

③提出

添付書類と併せて福井県産業労働部経営改革課へ電子メールにてご提出ください。電子メール送信後、必ず電話により着信の確認を行ってください。

【提出先メールアドレス】 keieikaikaku@pref.fukui.lg.jp

※募集期間内にメールが届いていない場合は対象外となりますのでご注意ください。メールが送信エラーになる場合はご連絡ください。住民票・履歴事項全部証明書・県税に滞納がない旨の証明書（申請日以前1ヶ月以内に発行）については、スキャンデータをメールでご提出の上、原本を期間内にご郵送ください。

④審査委員会の開催

書面審査を通過した申請者は事業計画書の内容についてプレゼン形式で審査委員に説明していただきます。
時期：2026年6月中旬～下旬（予定）

⑤内定・採択

採択決定後、事業スタートとなります。事業期間は最長で翌年の1月末までとなります。

【お問い合わせ先】

福井県産業労働部経営改革課（TEL 0776-20-0537）

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

《HP》 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/uiturn.html>